

後発医薬品およびバイオ後続品の使用に係る 取組みについて

当院では厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）およびバイオ後続品を積極的に採用しています。

後発医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品となります。

***バイオ後続品とは、先行バイオ医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売されるお薬です。先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています。**

医薬品の供給が不足した場合、処方等の変更に関して適切な対応がで
きる体制を整えておりますが、供給状況によってはお薬が変わる場合
があります。その場合は患者さんにご説明いたしますので、ご理解い
ただけますようよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ね下さい。